

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

## 民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 田 瑠 美 子

副 委 員 長 軽 米 智 雅 子

1 開催日 平成29年6月19日（月曜日）

2 開催場所 第4委員会室

### 3 審査案件

（1）議案第117号 青森市浪岡健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定について

#### ○出席委員

委員長	館田	瑠美子	委員	葛西	育弘
副委員長	軽米	智雅子	委員	斎藤	憲雄
委員	竹山	美虎	委員	小倉	尚裕
委員	橋本	尚美	委員	小田	桐金三
委員	中村	美津緒			

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	小松	文雄	環境部参事	秋村	信雄
福祉部長	能代谷	潤治	福祉部次長	荒内	隆浩
福祉部理事	館山	新	福祉部参事	福井	直文
保健部長	浦田	浩美	福祉部参事	高野	光広
市民病院事務局長	木村	文人	福祉部参事	加福	拓志
浪岡事務所副所長	相馬	紳一郎	市民病院事務局次長	石岡	尊広
環境部次長	柿崎	哲男	市民病院浪岡病院参事	兼平	一成
環境部参事	竹内	芳	環境政策課長	西澤	哲司
環境部参事	葛西	俊一	関係課長等		

#### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柴田 聡 議事調査課主査 山内 克昌

**○館田瑠美子委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案第 117 号の説明のため、相馬浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

なお、当該案件終了後、文教経済常任委員会出席のため退席されますので、御了承願います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 117 号「青森市浪岡健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 117 号「青森市浪岡健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

最初に、1 の改正の目的であります。現在、直営で管理運営を行っている健康の森花岡プラザにつきまして、平成 30 年度から、隣接する花岡農村環境改善センター及び花岡公園と一体で指定管理者へ施設の管理運営を移行するに当たり、健康の森花岡プラザの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するための条例改正を行うものであります。

次に、2 の改正の内容であります。利用料金制の導入に伴いまして、利用料金の収受者及び設定者を指定管理者とすること並びに利用料金の減免について定めるほか、利用料金に関する条文の追加に伴う条文の繰り下げをするものであります。

それでは、具体的な条例改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

資料の 2 ページをごらんください。

まず、第 14 条につきましては、新たに利用料金について規定したものであり、第 14 条第 1 項から第 3 項につきましては、利用料金の収受者を指定管理者とするものであります。

また、同条第 4 項及び第 5 項につきましては、利用料金の設定について規定しており、第 4 項におきましては、利用料金の設定者を指定管理者とするとともに、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて、市長の承認を得て、金額の変更ができることを定めております。

次に、第 15 条につきましては、市長が特別の理由があると認めた場合、指定管理者が利用料金を減免することができることとするものであります。

またこのほか、利用料金に関する条項の追加に伴い、改正前は第 14 条から第 16 条に規定していた損害賠償、原状回復、委任に関する条文を第 16 条か

ら第 18 条に繰り下げるとともに、第 17 条第 2 項におきまして、使用者が原状回復義務を履行しない場合の費用の徴収者を市長とするものであります。

最後に、施行期日につきましては、附則におきまして、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 利用料金制の部分について、例えばガス冷蔵庫の場合、1 箱当たり 250 円として 20 万箱だと 5000 万円の利用料金が見込めるとなれば、それに伴い指定管理料を決定していくわけですね。要はこの利用料金をどの程度に設定するのかということがあると思うんです。不慮の事態や自己責任により休館することがあるが、利用料金による収入の見込みはどのように設定したんですか。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 一部利用料金制ということであり、これまで直営で管理してきた中で、浴場施設の利用料金による収入が大体年間 2000 万円は見込めるということではありますが、一方で施設の管理料につきましては、大体年間 4000 万円なので、差額の約 2000 万円を指定管理料として指定管理者に支払うという一部利用料金制であります。不慮の事態等で利用料金が減る場合にはどうするのかということでもありますけれども、指定管理者と市とで、責任負担の区分を設けます。その中で、例えば施設のふぐあいがあるなど市側に責任があるといった場合、恐らく市の負担になると思えますけれども、費用負担のあり方については、市と指定管理者が協議して、あらかじめ協定の中に設けることとしております。ただ、できるだけ施設の急な休止ということがないように、例えば温泉のくみ上げポンプを定期的に引き上げて点検・清掃するなど、関係部局間で協議して、その対策を鋭意検討しているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 直営での管理運営を指定管理に移行すると、例えば浪岡駅前の青森市浪岡交流センター「あびねす」の場合、直営のころは年末年始が休みになりますけれども、月曜日が週 1 回の休館日でしたが、その休館日がなくなりました。健康の森花岡プラザも水曜日が週 1 回の休館日となっていますが、この週 1 回の休館日はなくなるのでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 健康の森花岡プラザの浴場施設については

毎月第3水曜日を休館日としており、2階にある健康づくりフロアについては、毎週水曜日を休館日としております。休館日については今後の検討ということになるんですけども、ただ浴場施設については、やはり1カ月に1回は点検のための必要な休みだと考えております。あと健康づくりフロアにつきましても、関係部局とこれから協議して定めてまいりたいと考えております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この一部利用料金制を導入するに当たって、運営のあり方はもう少し詰めたものが必要ではないかと思えます。例えば維持管理にしても、温泉のくみ上げポンプは今の状況でいけば、また砂が詰まって必ずとまります。ポンプは長いですから、いろいろお湯の成分や不純物がついて詰まったと思うんですが、特別に調べても原因はわからないわけですよ。それでどうするかといえば、結局は定期的なメンテナンスしかないんですよ。ここははっきりさせたほうが良いと思う。建物を建てるときに、例えば5億円ぐらいの投資をして全部整備したけれども、肝心のくみ上げポンプの入れかえなどをするということは、本当は一番大事なわけですよ。それをやらないで結局どうするかといえば、定期的なメンテナンスを行うしかないと思えます。予算的にくみ上げポンプのメンテナンスは100万円かからないはずですよ。くみ上げポンプがだめになれば、本体だけでも300万円くらいするはずですよ。以前のようにポンプが故障すれば休館になることを考えれば、指定管理に移行する前に、やはりこの部分というのは検討すべきではないかと思えます。浪岡地区でも、例えばアップルヒルでも中世の館でも指定管理に移行して、地元の関係者がかかわっていれば何ら問題なく運営していますので、指定管理には反対しません。ただ、その前にある程度検討すべき事案がまだ検討できていないのではないかと思うんですけども、この点についてはどうでしょうか。

○館田瑠美子委員長 浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 温泉のくみ上げポンプにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、やはり温泉をくみ上げるということで、普通の水をくみ上げるポンプとは違って、スケールという温泉の物質が固まったもので詰まるというリスクを伴っていると聞いています。ですから、それこそ小倉委員がおっしゃるとおり、定期的にポンプを引き上げて、点検・清掃することが大事であると思っております。その対応につきましては、関係部局間で協議をしております。いずれにしても、その施設を安定的に開設するための方策につきましては、そのほかにも多々あると思っておりますので、関係部局間でしっかり協議して、仕様書なり応募要項の中に盛り込んでいきたいと思っております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この一部利用料金制について、例えばガス冷蔵庫の場合、利用料金による収入を約 5000 万円と設定したけれども、実は利用率が 60% 以下であれば、利用料金による収入も初めの設定の 60% しか入ってこないで、常に繰り出しが多かったんです。そういうことを考えれば、健康の森花岡プラザの運営費が約 4000 万円、そして利用料金による収入が約 2000 万円、したがって約 2000 万円の市の持ち出しがあるとの話でしたが、本当に精査した数字なんですか。この設定した金額によっては、指定管理者が運営的にどうなのかという評価が大きく出てくると思うんです。なので、約 2000 万円の運営資金を市が出しますというのは、適正かつ精査した数字なんですか。

○館田瑠美子委員長 浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 利用料金による収入を過大に高く見ること、指定管理者も運営が苦しくなるということをおっしゃっているんだと思います。現在、歳入の見込み、それから歳出の内容を一生懸命関係部局と精査しているところで、募集に向けて検討しているところですので、委員からの御助言はしっかりと念頭に置きながら、指定管理料の積算に当たっていきたいと思っております。

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 浴場施設の現在の利用料金は変わるんですか。

○館田瑠美子委員長 浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 浴場施設の利用料金については、現在の条例で定めている金額がありますので、それを考えることは考えておりません。

○館田瑠美子委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 職員のこれからはどうなりますか。

○館田瑠美子委員長 浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 現在、健康の森花岡プラザには、臨時を含めて 10 人ほどの職員がいますけれども、その方々を継続して雇っていただくということは、施設のことを承知した職員に管理運営を行っていただくということで、指定管理者にとってもメリットがあることだと思っております。ですから、指定管理者に対しては継続雇用をお願いしていきたいと思っております。

○館田瑠美子委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 そこはちゃんとやってください。

指定管理にすることによって、市と指定管理者、そして何よりも市民、この 3 者がメリットを享受できないとまずいわけですから、そこら辺はしっかりやってほしいと思います。

最後に、無料のキャンプ場について、無料でいいのかという疑問も実はあっ

て、無料だとみんないいということではなくて、その辺は収入ということも一方で考えないといけない。指定管理者が今までどおりのやり方ではまずいと思っていて、例えばサービスを提供するのであれば、きちんとそれに見合う収入は確保すべきと思う。もうけたらその何割かがある意味で市役所で取るわけだよね。なので、具体的にどうしろという話はしないけれども、そういう意味も含めて対応してほしいと思います。

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。葛西委員。

○葛西育弘委員 今定例会で我が会派の天内議員が健康の森花岡プラザ、花岡農村環境改善センター、花岡公園を一体で指定管理するという部分に反対するという質問をしました。我が会派としては、本議案に対して反対だという意見を申し上げます。

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 117 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館田瑠美子委員長 起立多数であります。

よって、議案第 117 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )